

平成 22 年度 予算要求事業調査

1 予算要求事業の概要

事業名(予算の事務事業名)		区分		
9	妊婦・乳幼児健康診査(母子保健健診事業)	新規	拡大 継続	
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	4	1	2	保健福祉局 保健所 地域保健課保健センター管理室
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード	2201	事業名	妊婦・乳幼児健康診査
根拠法令等	母子保健法			
予算要求事業の概要				
内容	1 妊婦健康診査	少子化が進行するなか妊娠中の経済的負担の軽減を図るとともに、かかりつけ医を持つことを促進するため、妊婦健康診査14回(GBS検査追加)、超音波検査4回、HIV抗体検査1回、子宮頸がん検査1回を実施します。		
	2 乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の一般健康診査及び精密健康診査、1歳6か月児歯科、3歳児歯科健康診査を実施します。健診後、必要に応じて保健師等による事後指導を行います。		
目的・目標	<目的>	1 妊婦健康診査 妊娠中の異常を早期に発見し、母体の健康維持と胎児の健全な発育を目的とします。		
	2 乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進や育児支援、虐待の早期発見を目的とします。		
現状と課題	<目標(平成25年度末)>	1 妊婦健康診査 98%		
	2 乳幼児健康診査	~ 95%以上、90%以上、~ 80%以上		
現状と課題	<現状(平成21年度末見込み)>	1 妊婦健康診査 96%		
	2 乳幼児健康診査	92.7%、92.4%、90.0%、86.6%、74.6%、68.8%		
今後のスケジュール	<課題>	1 妊婦健康診査 平成22年度末で県補助金が終了となるため、23年度以降の公費負担額や検査項目について、県と連携し検討することが必要となります。また、より多くの医療機関での受診ができるよう償還払い制度の導入を検討します。		
	2 乳幼児健康診査	乳幼児一般健康診査は、実施医療機関数が地域により差があるため、予約を取りにくい場合もあります。		
	・妊婦健康診査	平成22年度当初より新たな受診券が利用できるよう妊婦の方へ送付します。		
	・乳幼児健康診査	総合振興計画新実施計画に基づき、引き続き事業を実施します。		

2 予算要求の内容と査定結果

(単位：千円)

区分	金額	備考	
平成21年度	当初予算	1,285,324	<積算内訳> 1 健診委託料 1,279,909 (1)妊婦健診委託料 (919,993) (2)乳幼児健診委託料 (359,916) 2 健診票等作成費用 5,415 (1)健診票作成費 (4,732) (2)お知らせ用紙代 (683)
	財源内訳	県支出金 148,500 一般財源 1,136,824	
平成22年度	当初予算要求	1,351,880	<積算内訳> 1 健診委託料 1,347,253 (1)妊婦健診委託料 (971,124) (2)乳幼児健診委託料 (376,129) 2 健診票等作成費用 4,627 (1)健診票作成費 (4,003) (2)お知らせ用紙代 (624)
	財源内訳	県支出金 305,923 一般財源 1,045,957	<要求理由> 妊婦健康診査の公費負担回数は、平成21年度と同様に実施し、新たな検査項目(GBS検査)を追加するための増額分を含め必要経費を要求するものです。
	財政局長査定	1,351,880	<査定内容> 1 健診委託料 1,347,253 (1)妊婦健診委託料 (971,124) (2)乳幼児健診委託料 (376,129) 2 健診票等作成費用 4,627 (1)健診票作成費 (4,003) (2)お知らせ用紙代 (624)
	財源内訳	県支出金 305,923 一般財源 1,045,957	<査定理由> 内容及び積算を確認し、適正であると認められるため要求のとおりとしました。
	市長査定	1,351,880	<査定内容> 同上
	財源内訳	県支出金 305,923 一般財源 1,045,957	<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。